

## Q&A 集(よくあるお問い合わせ)

令和2年5月8日時点

Q：申請の受付期間はいつまでか？

A：「菊池市観光事業継続支援金」

令和2年5月8日（金）～令和2年6月30日（火）までです。

「菊池市飲食事業継続支援金」

令和2年5月8日（金）～令和2年7月31日（金）までです。

「菊池市小規模事業者持続化補助金」

令和2年5月8日（金）～令和2年5月29日（金）までです。

Q：申請の手続きはどのようにすればよいか？

A：下記住所宛てに、原則郵送での申請をお願いいたします。（×切日消印有効）

やむを得ずご持参される場合は、平日9時～17時までに商工観光課窓口までお願いいたします。（閉庁日を除く）

【宛先】〒861-1392 菊池市隈府 888 番地 菊池市役所 商工観光課宛

※各事業で募集要件も変わりますので、必ず要綱等をご確認ください。

※申請書や要綱等各種様式は市ホームページ内でダウンロードできます。紙ベースで必要な方は、市商工観光課または、商工会本所及び各支所で要綱等をご確認のうえ受け取ってください。

Q：対象となる業種はなにか？

A：「菊池市観光事業継続支援金」

以下の表1の業種及び要件に加え、市が休業要請をした令和2年4月29日から5月6日までの期間を含む令和2年4月1日から5月31日までの期間に30日間以上休業(キャンセルによる休業を含む。)をした宿泊事業者又は令和2年4月1日から5月31日までの期間に30日間以上休業(キャンセルによる休業を含む。)した貸切バス事業者が対象となります。

(表1)

大分類	中分類	小分類	要件
H－運輸業、郵便業	43 道路旅客運送業	433 一般貸切旅客自動車運送業	一般貸切旅客自動車運送業の許可を有する者で、本店所在地が菊池市にある事業者
M－宿泊業、飲食サービス業	75 宿泊業	751 旅館、ホテル	旅館及びホテル業の許可を有する者で、市内に事業所を有する事業者

「菊池市飲食事業継続支援金」

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年同月比で30%以上減少した月が存在する飲食業者で、かつ、以下の表2の業種が対象となります。

(表2)

大分類	中分類
Mー宿泊業、飲食サービス業	76 飲食業

「菊池市小規模事業者持続化補助金」

令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上額が前年同月比で30%以上減少した月が存在する小規模事業者が対象となります。(上記の各支援金の対象業種及び市が出資する法人を除きます。)

Q：支援金又は補助金を受け取れるまでにどのくらいの時間がかかるのか？

A：「菊池市観光事業継続支援金」及び「菊池市飲食事業継続支援金」  
申請受付後に順次内容を審査の上で、速やかに支給いたします。

「菊池市小規模事業者持続化補助金」

申請受付締め切り後、事業計画書等を審査の上で、速やかに交付を開始いたします。

Q：補助額はいくらなのか？

A：「菊池市観光事業継続支援金」・・・1事業者につき上限100万円を支援いたします。  
「菊池市飲食事業継続支援金」・・・1事業者につき20万円を支援いたします。  
「菊池市小規模事業者持続化補助金」・・・1事業者につき上限20万円を補助いたします。

Q：創業したばかりだが対象になるのか？

A：創業後1年未満の方は、個別にご相談ください。  
(問い合わせ先：菊池市経済部商工観光課 TEL：0968-25-7223)

Q：熊本県の「熊本県休業要請協力金」、「熊本県事業継続支援金」や国の「持続化給付金」との併用は可能か？

A：併用は可能です。ただし、「菊池市小規模事業者持続化補助金」については、同一内容の事業について、国が実施する持続化補助金と重複して本補助金を受け取ることはできません。

Q：事業所は菊池市内にあるものの、菊池市外の在住。対象になるのか？

A：「菊池市観光事業継続支援金」  
市内に事業所を有していれば対象となります。

「菊池市飲食事業継続支援金」及び「菊池市小規模事業者持続化補助金」

事業者のうち法人にあっては本店所在地が菊池市であれば対象となります。(なお、個人事業者は代表者住所が菊池市であることが助成の対象です。)